

序文 檢事總長 佐藤藤佐

法務府特別審査局次長

前人權擁護局第一課長

關 之 著

人權宣言 今昔物語

聯合出版社版

法務府特別審查局次長
前人權擁護局第一課長

關

之著

人權宣言今昔物語

聯合出版社版

人權宣言今昔物語

昭和二十五年九月十日 印刷
昭和二十五年九月二十日 發行

出版協會會員番號 A二一八〇〇六

定價	一三〇圓
地方定價	一三八圓
送料	一八圓

著者 關 之

發行者 外川 吾
東京都新宿區矢來町五一

印刷者 中村 重治
東京都中央區築地二丁目九

東京都新宿區矢來町五一

發行所 株式會社 聯合出版社

電話九段 (33) 七四四〇番
七三二八番
振替 東京 五二五〇番

序

自由人權思想の消化吸収には、これを單に抽象的に論議するに止まらず、進んで具體的問題を掘り下げて検討することが、肝要である。こうして始めて、知識は、身につくのである。新憲法の施行后今日迄、われわれは、この思想について、洵に多くの論議を聞いたが、惜むらくは抽象的のものが多く、具體的事例に即しての検討が不足していると思はれる。

關君の著す本書は、この點より見て、洵に時宜に適した書である。わが國はもとより歐米の人權宣言乃至は自由人權思想の形成と發展に關係ある重要にして且つ興味ある事項を把えて解説し検討したものである。

所詮人類の近世文化は、自由人權思想の發展であり、その具體化である。本書を見て、この思想の攝取上多くの教訓を酌み、世界において、われわれ日本人が、如何にこの思想の體得に立ち遅れてゐるかを痛感するものは、私一人のみではあるまい。

私は、同君の自由人權思想の消化のための、撓ゆまざる精進に深き敬意を表すると共に、本書の如きは凡ての人、未へ賣まらんことを切に希望するものである。

昭和二十五年盛夏

檢事總長

佐藤 藤 佐

自序

本書は、題して自由人權今昔物語と云う。これは、私とその折々に書いた自由人權に關する昔と今の物語を取り集めたものである。

自由人權と云へば、直ぐ堅い難しい法律との關係において物を考へ勝ちである。それが權利である限りにおいて、もとよりそうあることは、正しいことであらう。然し法律解釋的の堅いものでなく、打碎いた話で、自由人權思想を咀しやくし得るようにすることは、一般にとり望ましいことと云はなければならぬ。

本書がこの希望に沿うてゐるや否やは、多分に疑わしいが、できるだけこれに沿うよう、自由人權に關する色々の事柄を物語り風に書いたものである。本書が幾分でも自由人權思想の普及と昂揚に役立てば、著者の幸甚とするところである。

昭和二十五年五月五日子供の日

田園調布の寓居にて

目次

明治初年における拷問廢止の経緯……………	一
(一) は し が き……………	一
(二) 明治初年における法律上の制度としての拷問とその制限への發足……………	二
(三) ギュスターヴ・ボアソナードの拷問廢止の建白書……………	四
(四) 元老院の改定律令第三百十八條改正審議と拷問廢止……………	六
リンカンのゲッティスバーグの演説……………	
(人民の、人民による、人民のための政治)……………	五八
人道と人權の權化田中正造翁……………	六七
(一) 現代と田中正造翁……………	六七
(二) 翁の生涯と人道と人權のための闘争の概要……………	六八
(三) 六角家改革事件……………	七一
(四) 江刺縣花輪分局附屬時代……………	七四

(五)	殺人嫌疑事件……………	七六
(六)	縣會議員としての翁……………	七七
(七)	足尾銅山鑛毒事件……………	七九
(八)	谷中村移轉問題……………	九二
(九)	翁と宗教……………	九四
(一〇)	翁と人道的抗爭精神……………	九七
(一一)	翁の日常生活……………	一〇四
	英國の憲法を成立發展せしめしもの……………	一〇七
	辯護制度の發展と人權の伸張……………	一一三
	世界各國人權宣言の根底に横はるもの……………	一二七
	清盛の人權思想(平家物語の一節)……………	一三三
	アメリカ自由人權思想の傳統……………	一三九
	刑務所の今昔……………	一三七
(一)	はしがりぎ……………	一三七

(二) 徳川時代の牢	一三七
(三) 明治初年の獄	一四四
(四) 明治十五年頃の獄	一四五
(五) 今日の刑務所	一五六
米人の見た徳川末期のわが人權思想	一五七
自由人權の思想と信教の自由	一六一
斬刑と絞首刑とは何れが殘虐か	一六四
人身賣買の話	一六七
世界における主要人權宣言の年譜	一七六
米人の目に映る現代日本の人權問題の一面	一八四
現代と自由人權の噛み合い	一八六
自由人權の主張における心頭滅却式と扇風機式	一八八
われに自由を與えよ、然らずんば死を與えよ	

リンカーンの奴隷解放の宣言

.....

一九

明治初年における拷問制度廢止の經緯

(一) はしがき

世界各國の犯罪證明手續の發展は、奇しくもその軌を一にしている。それは、概ね次ぎの通りである。即ち初期には、素朴な民衆裁判により犯罪の認定が行はれた。わが國においては、古事記の天石屋戸の物語りの中に記される須佐之男命に對する八百萬の神神の審判が、これである。これに次ぐものは、神判である。わが上古の彼の盟神くがたち探湯たうちの如きは、これである。これに次ぐは、拷問裁判である。犯罪者に苦痛を加へ、これをして自己の犯行を語らしめて斷罪するのである。わが國においては、推古天皇の大寶令の古より明治十二年迄の千三百餘年の長きに亘つて、法律により認められた制度として拷問が行はれた。これに次ぐものが、證據裁判である。今日が、これである。

拷問裁判より證據裁判への發展は、云う迄もなく、人權思想の展開の產物であり、結果である。如何にしてこの發展が行われたか。その具體經緯は、人權思想展開の實際的態様として、興味あ

る研究事項である。それは、人權思想發展の興味ある歴史的事實であるのみならず、われわれが、今日人權思想を消化吸収する上より見ても、洵に反省玩味するに値することである。いまこの觀點より、明治初年におけるわが國の拷問廢止の跡を、具體的に検討することとする。

(二) 明治初年における法律上の制度としての

拷問と、その制限への發足

舊幕時代は、御定書百箇條により拷問が法認されていたことは、一般の知れる通りである。明治維新になつても、この制度は繼承され、明治六年五月に制定された改定律例第三百十八條には、「凡ソ罪ヲ斷スルニハ口供結案ニ依ル」と定められていて、この規定により、罪を斷ずるには、犯人の口供結案即ち自白のあることが、必要的要件であり、このため、舊幕時代よりの方法により、拷問が行はれていたのである。

明治政府の政治の具體目標の一つは、云う迄もなく寛恕の政であつた。この目標より見るとき、拷問制度が、これに反するものであることは、疑ないことであつた。ここにおいて、この改定律例制定の年の翌年である明治七年八月二十五日には、左のような拷問の實施を制限する趣旨の司法省布達が、各裁判所と各府縣に出されている。

○
司法省布達第十九號（八月二十五日）

各 裁 判 所
各 府 縣

從來罪囚推問ニ付拷訊相用候處萬一苛刻ニ涉リ冤枉ニ陥リ候類有之候テハ不相濟儀ニ付以來拷訊ハ不相用様可致候、尤推問上差支ヲ生シ候様之儀有之候節ハ當分相用不苦候得共右相用候ハバ其顛末ヲ略記シ月末ニ至リ取り纏メ當省へ可届出候條此旨相達候事

○

これによつて見れば、拷訊を制限する理由として、これを用いその結果萬一苛刻に涉り無實の罪に陥るようなことがあつては、相濟まないと云うている。然しこの布達は、凡て拷訊を禁止したのではない。なるべく用いないようにせよと云うことである。そしてどうしても、拷訊を用いなければならぬ場合は、それを用い、月末に取り纏めて報告せよと云うことになつてゐる。以后この布達に基き、明治十二年拷問が全く廢止される迄の間、司法省に報告された拷問數は、次ぎの如くであると云うことである。

明治 七 年

三 十 九 人

明治	八年	七十一人
〃	九年	十三人
〃	十年	〇人
〃	十一年	〇人
〃	十二年	〇人

かようにして、拷問廢止へのスタートが、切られたのである。

(三) ギュスターヴ・ボアソナードの拷問廢止の

建白書

次ぎに拷問廢止につき、注目すべきものは、ボアソナードの拷問廢止の建白書である。ボアソナードは、人も知る明治政府の法律顧問であつて、一八二五年フランスのバリの近くに生れ、パリ大學に學び、一八五二年法學博士の學位を得、一八七三年即ち明治六年わが國司法省の招聘に應じて來朝し、法律學校たりし明法寮の教授となり、以來明治二十八年迄滞在、その間明治十三年公布の舊刑法及び同年制定の治罪法及び明治二十三年公布の舊民法等は、實に彼の起草にかゝるものである。

このボアソナードが、明治八年五月二十日明治天皇に、次ぎのような拷問廢止の建白書を奉つてゐる。

○ 拷問廢止に關する建白書（本文は佛文）

爰に述ぶるが如き長文に亘れる議論を整頓する爲に予は可及的に人道の觀點、純眞なる正義或は自然法の觀點及純理の觀點に分たんとす。

予は末尾に於て、日本が斯くの如き慨嘆すべき刑事予審方法を速に廢止せば多大なる効果を齎すべきことを立證すべし。

第一 人道の觀點

法制並に風習に於て近代文化の進歩を最も適切に特示する象徴の一は人命の尊重是れなり。則ち可及的に吾人の同胞に對して肉體的苦痛と精神的憂悶とを避くるの注意を拂はざるべからざるなり。

夫の奴隸制度は既に歐洲の全殖民地及亞米利加に於て廢止せられたり。戰爭も野蠻なる行爲を止むるに至れり。蓋し戰爭は必然的に人を殺傷して恐るべきものなりと雖も、慙くとも敵に對し

て勝利を克ち得る爲に必要な損害以外のものを與へず、負傷したる敵に對して各交戰國は自國の國民の如く同一の病院に於て治療を施し、俘虜は人道に據りて之を待遇し、戰後各自の祖國に歸還せしむることと爲せり。

加之、千八百七十年より千八百七十一年に亘れる戰爭以來思想上に人道的運動起り、各國民間に戰爭を防止する方法を構ずる爲に會議を召集して國際仲裁々判の原則の成功を期するに至りたり。

仍ほ亦、各國は孰れも病者及廢疾者に對する病院並に救護施設を増加し、貧困を緩和する爲に救濟制度を組成し、瘋癲患者に對しては躬を害し他人を傷けざる如くに看護を加へ、治療を施し規則方法を設けて陸上並に海上旅行者の安全を保證し、都市の衛生及び公衆の給養は周到なる警察の目的事項と爲せり。刑法に於ては、刑罰は假令其罪に該當する價值ある場合と雖も苦痛を科することを目的と爲すに非ず、新犯罪を豫防することを目的と爲すものなり。

大多數の犯罪は自由の剝奪のみに依りて罰せられ、罪の精神的改善は社會防衛と同様に立法上最も關心するところなり。

死刑は、歐洲諸邦の大部分に於て仍ほ存置せらるゝと雖も尠くとも最も重大なる犯罪に對してのみに限られ、又如何なる場合と雖も慘酷なる懊惱若くは野蠻なる苦痛を伴はしむることなし。

而して社會は依然斯かる悚るべき所罰を科すと雖も此科刑は社會防衛權の爲にして毫も復讐心に因るものにあらざるなり。

況乎、歐洲諸邦及亞米利加合衆國の何れの國に於ても被告が拷問に付せらるゝが如きことは絶對に見ざるところなり。

重大なる犯人が罪人たることを認定せられ、相當なる判決を下されたる場合と雖も慘酷なる處刑は既に司法上の權威と兩立せざるものと斷定せられたり。況乎、單なる被告に對して殘虐行爲を敢てするが如きは公共良心を裏切るものにあらずして何ぞや。

被告は告訴事實が重大にして其負ふべき罪責も多大なる場合と雖も豫審の期間を通じて裁判所の保護の下にあるべきものにして、全般の證據の以て其有罪を立證するに至るまでは無辜の者と看做さるべきものなり。

從て、自由の剝奪以外に被告に對して加へられたる一切の酷遇は明かに人道の權利を侵害せるものなるは確實にして、拷問に反對せる人道に基ける論據に對しては毫も非難の餘地あらざるなり。

拷問を存置したる歐洲大陸の稀有なる國に於て、又東洋諸邦に於ても、拷問の支持者は拷問は人道に悖ると云へる批難に對して「拷問は既往多年亘りて行はれ、今日之を誹謗する者自らも亦